

串間市監査委員告示第 6 号

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 5 項の規定に基づき、工事監査を実施しましたので、同条第 9 項の規定により、その結果を別紙のとおり公表します。

令和 4 年 4 月 11 日

串間市監査委員 田 中 良 嗣

串間市監査委員 坂 中 喜 博

串 監 第 1 1 1 号
令和4年4月11日

串 間 市 長 島 田 俊 光 様
串間市教育長 吉 松 俊 彦 様
串間市議会議長 瀬 尾 俊 郎 様

串間市監査委員 田 中 良 嗣
串間市監査委員 坂 中 喜 博

監 査 の 結 果 に つ い て

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、随時監査（工事監査）を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり報告します。

記

1. 監査の対象事務 令和3年度随時監査（工事監査）
2. 監査実施日 令和4年3月24日（木）
3. 監査対象箇所 下記のとおり

No.	工 事 名	請負額（円）	請負業者	主管課名
1	串間中学校駐車場改修工事	13,781,000	(有)江藤組	学校政策課
2	令和2年度社会資本整備総合交付金事業 上町城山線道路改良工事	16,384,000	吉田建設(有)	都市建設課
3	令和3年度社会資本総合整備事業 上町城山線道路改良工事（1工区）	33,079,000	(株)畑山建設	都市建設課
4	令和3年度社会資本総合整備事業 上町西林線道路改良工事（1工区）	24,420,000	(株)剣工務店	都市建設課
5	令和3年度総合運動公園整備事業 陸上競技場トラック改修工事	28,752,000	長谷川体育施設 (株)九州支店	都市建設課

No.	工 事 名	請負額（円）	請負業者	主管課名
6	令和3年度串間市中心市街地まちづくり事業道の駅くしま建設工事（建築主体1工区）	132,808,000	(有)時任工業	東九州道・ 中心市街地 対 策 課
7	令和3年度串間市中心市街地まちづくり事業道の駅くしま建設工事（建築主体2工区）	122,870,000	(株)剣工務店	東九州道・ 中心市街地 対 策 課
8	令和3年度串間市中心市街地まちづくり事業道の駅くしま施設サイン設置工事	11,880,000	(有)大洋建設	東九州道・ 中心市街地 対 策 課
9	都井岬観光交流館東側取付道路及び駐車場整備工事	25,331,000	内田建設(株)	商工観光ス ポーツラン ド 推 進 課

4. 監査した委員

串間市監査委員 田中 良嗣

串間市監査委員 坂中 喜博

5. 監査の方法・結果等

本監査では、提出を求めた工事概要書、契約書、設計図書（図面及び仕様書）、工事写真等を基に関係職員から説明を受けるとともに実地監査を行った。

その結果、一部の工事において関係書類の誤謬等の不備が見受けられたので、十分留意されたい。今後とも、公共性、経済性及び事業実施の効果を検証するとともに市民の安全、安心な生活基盤の整備を図られたい。

以下、監査対象工事別に監査の結果及び意見を付することとする。

1. 串間中学校駐車場改修工事

本工事は、串間中学校に生徒の保護者、学校開放時の地域住民等の駐車場が整備されていないため、駐車場改修を行い、生徒、職員及び保護者、地域住民等利用者の安全性の確保、学校施設の有効活用を促進を図るため実施するものである。

旧テニスコート敷地とプール横の敷地の段差解消及び側溝蓋（グレーチング）設置の追加工事に伴う設計変更については、令和3年度の定期監査において指摘したとおりであるが、階段復旧工に伴う設計変更については、大雨に起因する不測の事態によるものであり理解するものである。なお、一部の駐車場区画において車止めが設置されていないことから適切な安全対策を講じられたい。



2. 令和2年度社会資本整備総合交付金事業 上町城山線道路改良工事

3. 令和3年度社会資本整備事業 上町城山線道路改良工事（1工区）

4. 令和3年度社会資本整備事業 上町西林線道路改良工事（1工区）

本工事は、地域住民の日常生活の安全性の向上を図り、地域連携や地域振興等の道路ネットワークを構築するため道路改良を実施するものである。

上町城山線道路改良工事（1工区）及び上町西林線道路改良工事（1工区）を含む道路改良工事において、用地買収に伴う地権者との交渉が難航したことにより道路改良工事の一部に影響も生じている。今後、地権者の理解が得られるよう用地取得に努力され、当初計画どおり令和4年度に事業が完了するよう取り組まれない。

なお、旧市道の残地部分については、隣接者への払い下げも検討するなど適切に管理されることを望むものである。



5. 令和3年度総合運動公園整備事業 陸上競技場トラック改修工事

本工事は、日本陸上連盟ハンドブック（国際基準）の改定に伴い、走路幅の変更、棒高跳びボックス枠の内隅の取替等が必要となったため整備するものであり、施設利用者の安全確保を図るとともに、魅力ある施設を整備し、スポーツランド串

間としてスポーツキャンプ、イベントの誘致活動に寄与するものである。

陸上競技場トラック改修工事については、令和３年度の定期監査においても指摘要望したところであるが、今回、事業費圧縮のため創意工夫し、第３種公認が取得できたことは評価できるものである。なお、フィールド内の芝の劣化や一部に水たまりが認められることから今後も計画的な改修整備に努められたい。

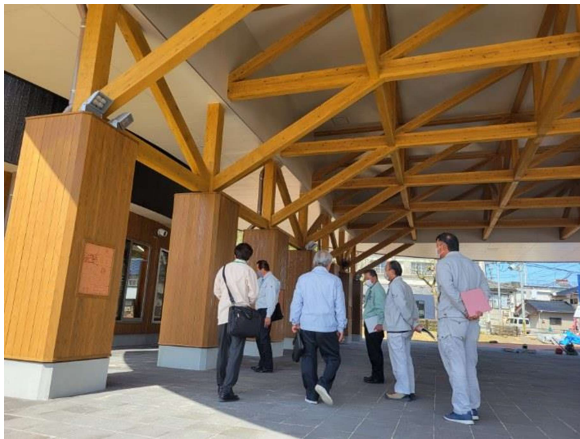


6. 令和３年度串間市中心市街地まちづくり事業 道の駅くしま建設工事（建築主体１工区）
7. 令和３年度串間市中心市街地まちづくり事業 道の駅くしま建設工事（建築主体２工区）
8. 令和３年度串間市中心市街地まちづくり事業 道の駅くしま施設サイン設置工事

本工事は、中心市街地としての機能が衰退しつつある中、広域交通ネットワークの結節点としての機能を最大限に活用した中心市街地を形成、通過型観光客を市中心部や市内観光地へ回遊させるための拠点をつくり、中心市街地活性化に向けたまちづくりを展開することを目的として実施するものである。

道の駅くしま建設工事（建築主体１工区）において設計変更がされている。これは、空調設備のメンテナンス性を考慮し、外部からの出入口扉を新設したほか、機械室の床や収納スペースの防護壁の内装仕上げの一部を変更したことによるものである。このことでより機能性が高まったことには一定の理解を示すところであるが、当初設計の段階において熟慮すべきであったと思料する。

道の駅くしま施設サイン設置工事における地元中学生が考案したモニュメントの設置及びイベント広場の柱に埋め込まれている中学生が制作した記念レンガについては、コンセプトや設置目的についての説明表記があると来訪者が理解しやすいのではないかと思料する。



9. 都井岬観光交流館東側取付道路及び駐車場整備工事

本工事は、多彩な観光資源を有する都井岬において、旧都井岬観光ホテル跡地として残存する土地を有効活用し、取付道路及び駐車場を整備することにより、施設周辺景観、来訪者の交通の利便性及び安全性を向上させ、都井岬観光をより快適なものにするため実施するものである。

設計変更として、雑木撤去処分費の追加、法面工の施工方法の変更、道路標識設置費の追加が行われている。このことでより安全性が高まったことには一定の理解を示すところであるが、当初設計の段階において熟慮すべきであったと思料する。また、ガードレール工の資材納品遅れが見込まれることを理由に工期の変更を行っているにもかかわらず結果的に当初の工期内で完成しているので、請負業者との工程会議等を密にしながら適切な施工管理に努められたい。

なお、取付道路については一方通行としているが、県道からの逆進入車両も想定されることから状況を注視し、適切な安全対策を講じられたい。

